

令和6年度 市町村への指導事項

がん検診事業

(1) がん検診事業評価のためのチェックリストの回答精度について

| 部位 | 指導内容 | 参考 | 指導対象市町村 |
|-----|--|----|---------|
| 全部位 | 担当者の入替えや認識不足などによる誤った回答が数多く見られたことから、回答にあたっては、複数で再確認を行うなど、回答の精度を上げること。 | | 全市町村 |

(2) 各部位のがん検診事業における留意事項

| 部位 | 指導内容 | 参考 | 指導対象市町村 |
|-------|---|---|---|
| 胃がん | <p>「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に定められた対象年齢外（40歳未満）の者のがん検診を実施することは、不利益が利益を上回ることを認識し、検診対象者の見直しを検討すること。</p> <p>なお、対象年齢外の者に対して検査を実施する場合は、利益・不利益の説明を確実にを行い、受診者の了承を得て行うこと。</p> | <p>(不利益の例)</p> <p>精密検査によって発生する偶発症、過剰診断（生命予後に影響しないがんを発見すること）による過剰治療や精神的負担の増加、偽陽性による精神的、身体的、経済的な負担、偽陰性による治療の遅れ。</p> <p>若年者に対するエックス線検査による被ばくの影響など。</p> | 蔵王町、七ヶ宿町、塩竈市、多賀城市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、美里町、栗原市、登米市、石巻市、南三陸町、仙台市 |
| 子宮頸がん | 20歳代及び30歳代の検診受診率が他の年代に比べて低いこと、オンラインによる受診申込の導入など、検診の利便性の向上に努めるとともに、あらゆる機会を利用した受診勧奨や、HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン接種の積極的な勧奨が再開されたことを踏まえ、リーフレット等を活用して子宮頸がんの主な原因がHPVの持続感染であるという知識の啓発を行い、受診行動につなげること。 | | 全市町村 |

| 部位 | 指導内容 | 参考 | 指導対象市町村 |
|-----|--|--|--|
| 肺がん | CT 検査を実施する場合は、利益・不利益の説明を確実にし、受診者の了承を得て行うこと。また、検診機関に対して、CT 検査による被ばく線量の最適化を行うよう求めること。 | (不利益の例) CT 検査による被ばく線量の増加。 精密検査によって発生する偶発症、過剰診断(生命予後に影響しないがんを発見すること)による過剰治療や精神的負担の増加、偽陽性による精神的、身体的、経済的な負担、偽陰性による治療の遅れなどが挙げられる。 | 丸森町 亘理町 大郷町 大衡村 美里町 |
| | 要精検率、がん発見率及び陽性反応適中度が県内他の市町村に比べ低いことから、検診機関に対して、判定基準、検査手技、読影等は適切かなどの見直しを求めること。 精密検査の結果については、委託先の検診機関以外の医療機関の結果についても把握すること。 | (参考)がん検診事業のあり方について 地方公共団体等への精検結果の提供は個人情報保護法において、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき(第18条第3項第3号)」に該当し、必ずしも本人の同意を得る必要はないとされている。 | 塩竈市 多賀城市 七ヶ浜町 松島町 |
| | 精検検査の未受診理由を把握し、精密検査受診の重要性について、住民の理解促進を図ること。 | | 全市町村 |
| 乳がん | 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の対象年齢外(40歳未満)の者に対して超音波検査等を実施する場合は、ブレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)の重要性についての普及・啓発とともに、利益・不利益の説明を確実にし、受診者の了承を得て行うこと。 | ブレスト・アウェアネス(具体的行動) ①自分の乳房状態を知る ②乳房変化に気をつける ③変化に気づいたらすぐ医師に相談する ④40歳になったら2年に1回乳がん検診を受ける (不利益の例) 精密検査によって発生する偶発症、過剰診断(生命予後に影響しないがんを発見すること)による過剰 | 白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、名取市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、大和町、大郷町、大衡村、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、栗原市、登米市、石巻市、東松島市、女川町、気仙沼市、 |

| 部位 | 指導内容 | 参考 | 指導対象市町村 |
|------|---|--|---|
| | | 治療や精神的負担の増加、偽陽性による精神的、身体的、経済的な負担、偽陰性による治療の遅れなどが挙げられる。 | 南三陸町、仙台市 |
| 大腸がん | 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に定められた対象年齢外（40歳未満）の者にがん検診を実施することは不利益が利益を上回ることを認識し、検診対象者の見直しを検討すること。 | （不利益の例） 精密検査によって発生する偶発症、過剰診断（生命予後に影響しないがんを発見すること）による過剰治療や精神的負担の増加、偽陽性による精神的、身体的、経済的な負担、偽陰性による治療の遅れなどが挙げられる。 | 蔵王町、七ヶ宿町、岩沼市、富谷市、栗原市、気仙沼市 |
| | 検査項目に、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に定められた「問診」を加えることを検討すること。 | （大腸がん各検診項目における留意点（問診）） 問診に当たっては、現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。 | 白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、塩竈市、名取市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、色麻町、美里町、栗原市、登米市、東松島市 |

（3）その他（がん登録の活用）

| 部位 | 指導内容 | 参考 | 指導対象市町村 |
|-----|---|----------------------------------|---------|
| 全部位 | 医療機関において、がんと診断された住民と、市町村が実施するがん検診の結果を照合することにより、感度（がんを正しく判定）、特異度（異常なしを正しく異常なしと判定）などの評価が可能となり、その結果を検診機関にフィードバックすることで精度管理の向上が期待できるため、がん登録情報を積極的に利活用すること。 | 本県では、「全国がん登録データ活用支援事業」を実施。（別紙参照） | 全市町村 |

※ 全国がん登録データ活用支援事業の活用市町村

大郷町、山元町、大崎市、丸森町、名取市、七ヶ浜町、利府町

(参考)

「全国がん登録データ活用支援事業」のお知らせ

【実績】

令和3年度…2市3町（うち1市、精度管理実施）
令和4年度…2市4町（うち2市、精度管理実施）
令和5年度…2市5町（うち2市1町、精度管理実施）
令和6年度…新たに5市町村募集

【データ活用の事例】

A市…検診クーポンに掲載
B市…健康増進計画評価に活用
B市…健康教育に活用
C町…検診案内に掲載
D町…議会質疑応答の資料に活用

がんの罹患に関する情報を集計・分析することで我がまちのがんの実態を知り、がん検診の受診勧奨や地域保健活動に役立てることができます。がん登録データを活用することでがん検診の精度を評価することができます。結果を検診の現場へフィードバックすることで精度の向上に役立てることができます。

【モデル事業】

全国がん登録が開始され、がん登録情報を活用したがん対策を推進することが可能となりました。しかし、がん登録情報の活用のためには、いくつかの困難を伴います。そこで、宮城県立がんセンター研究所では、これまでがん登録業務で培ったがん登録に関する知識、研究所がもつデータの集計・分析のスキル、さらに、がん検診やがん対策に関する専門的な知見やネットワークを最大限に活用し、市町村によるがん登録情報の活用を支援する事業です。

【無料】

私達は、宮城県内全市町村で活用いただくことを目指しております。市町村に必要な集計とは何か？事業を継続的に行うための必要人員は？などのノウハウを得たいと考えております。そのため、私達は自己研鑽に励む必要があると考え、無料のモデル事業で実施しています。

【委託契約】

宮城県立がんセンターと業務委託契約を締結することで、がん登録推進法に基づき、がんセンターが申請からデータの廃棄まで、事務手続き及びデータの管理を行います。大量のデータを扱う煩わしさや国のマニュアルが求める高いレベルでの安全管理措置をがんセンターが担います。

●全国がん登録とは、日本でがんと診断されたすべての人のデータを国で一つにまとめて集計・分析・管理する仕組みで2016年1月に始まりました。

「がん登録等の推進に関する法律（がん登録推進法）」に基づき、全国47都道府県の病院等が各都道府県知事に義務として届出を行っているものです。

集められた全国のがんの罹患の情報は、申請するとがんに係る調査研究のために、あるいは、がん対策の企画立案又は実施のために必要な調査研究のために利用することができます。

●がん登録推進法では、市町村はがん登録情報等を活用してがん検診の質の向上、その他のがん対策の充実にも努めるものとされています。

私達は、「がん検診の質の向上」＝がん検診の精度管理、「その他のがん対策の充実」＝がん罹患の集計分析と考え、法第19条の利用を支援しています。

●がんの罹患に関する情報は、匿名化された情報が提供されます。データから直接、個人が特定されるものではありません。

利用申請することで、基本属性（年齢、性別、診断年、診断時住所の市町村など）及びがんに関する情報（発生部位、がんの種類、診断時のがんの進行度など）を取得することができます。

●がん検診の精度管理とは、検診の精度を評価し、がん検診が適切に運用されているか判断することは、がん検診をマネジメントする上でとても重要なことです。がん登録情報を活用することで、感度、特異度、偽陰性率などの精度指標による評価が可能となります。また、結果を検診の現場にフィードバックすることも重要です。検診の受託者に診断委員会や精度管理委員会を設置し、フィードバックが適切に行われるよう精度管理の実施状況の評価、助言、指導を行います。

お問合せ先

宮城県立がんセンター 研究所

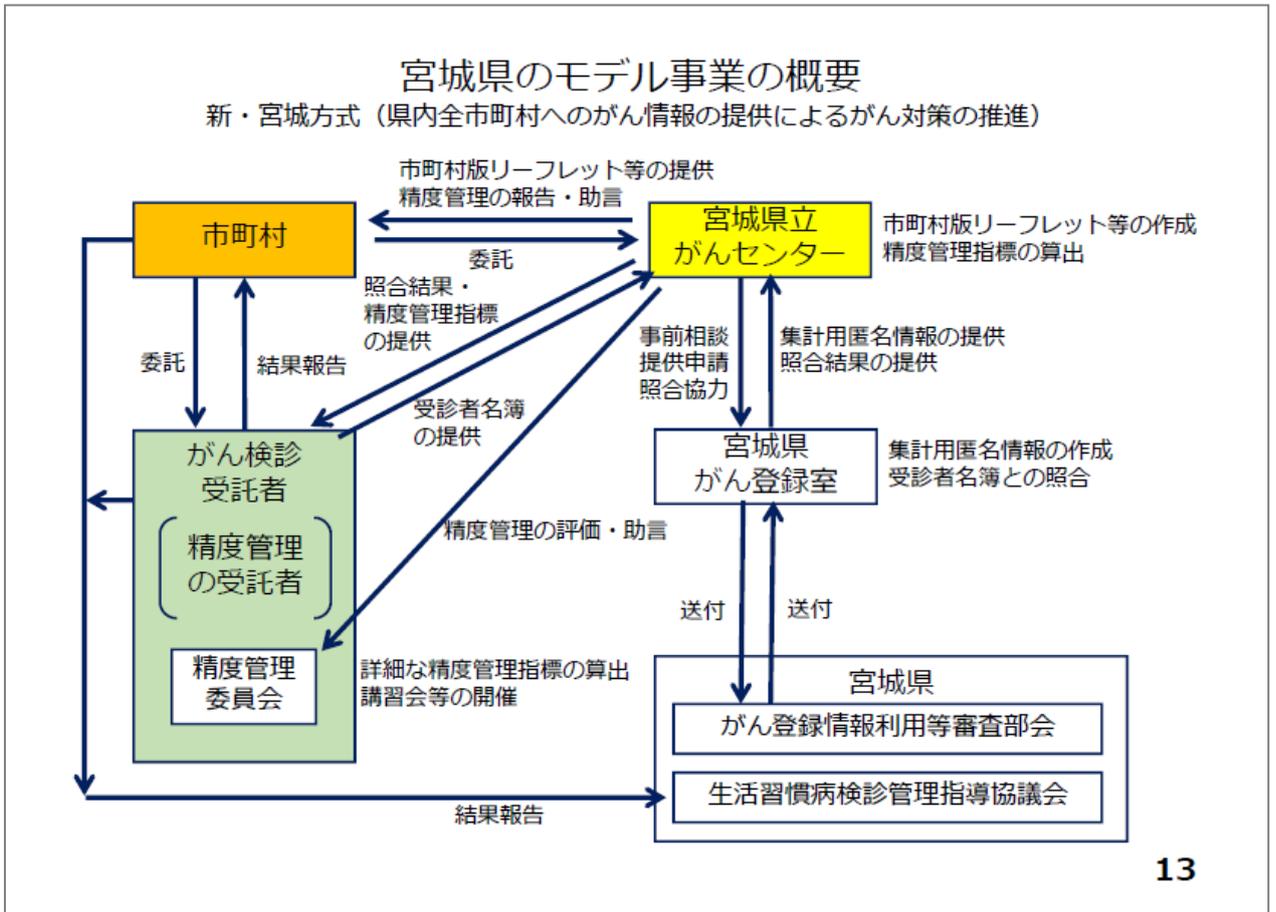
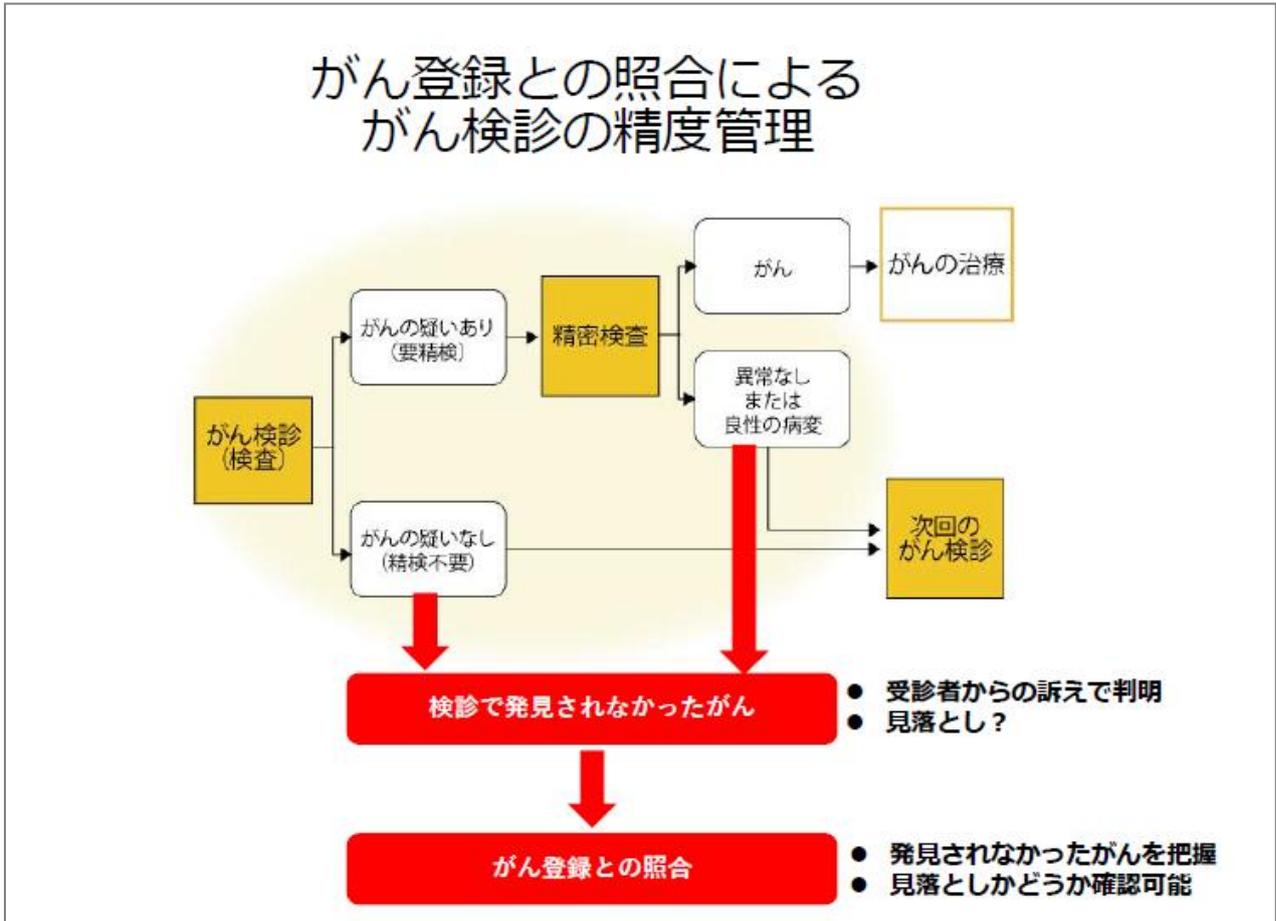
事業実施者：がん疫学・予防研究部長 金村政輝

相談窓口：宮城県がん登録室 副室長 佐藤洋子

電話：022-796-3624

E-mail：registry@miyagi-pho.jp

※ がん登録情報の利活用の例
 (宮城県立がんセンター 金村室長作成資料)



がん検診の精度管理指標の算出結果

令和4年度 B市・胃がん

| 指標 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 感度 | 69.7% | 81.8% | 66.7% | 82.1% |
| 特異度 | 94.0% | 94.3% | 93.6% | 94.1% |
| 偽陰性率 | 30.3% | 18.2% | 33.3% | 17.9% |
| 偽陽性率 | 6.0% | 5.7% | 6.4% | 5.9% |

令和4年度 B市・大腸がん

| 指標 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 感度 | 93.9% | 94.8% | 89.8% | 82.5% |
| 特異度 | 95.3% | 94.9% | 95.0% | 95.2% |
| 偽陰性率 | 6.1% | 5.2% | 10.2% | 17.5% |
| 偽陽性率 | 4.7% | 5.1% | 5.0% | 4.8% |

がん登録との照合

がんの有無（がん登録情報から）

| | | あり | なし | 合計 |
|-------------------|-------|-----|-----|---------|
| 検診結果 (受診者台帳から) | 要精密検査 | a | b | a+b |
| | 異常なし | c | d | c+d |
| | 合計 | a+c | b+d | a+b+c+d |

cはがん登録情報との照合によって初めて把握可能

- **偽陰性率 = $c / (a+c) \times 100$ (%)**
がんを異常なしと判定。「見落とし」の症例が含まれている可能性あり。偽陰性例を振り返ることが精度の向上につながる。
- **感度 = $a / (a+c) \times 100$ (%)**
がんを正しくがんとして判定。高いほどよい。
- **特異度 = $d / (b+d) \times 100$ (%)**
異常なしを正しく異常なしと判定。高いほどよい。
- **偽陽性率 = $b / (b+d) \times 100$ (%)**
異常なしをがんとして判定。不要な検査・治療を受けさせてしまう。

照合結果を検診機関にフィードバックすることで、はじめて精度管理が可能